## 予想されたまだら模様の薬務課の反応

発行:日本置き薬協会 事務局広報担当

先月は本紙面において「各都道府県の裁量に委ねられた、無資格配置従事者の資質のレベル」と題して、薬務課が適切な指導をされねば、既存配置販売業者の生存を揺るがす危機的な状況を生ずるとし、 当協会としては、全国一様に「一定水準下の標準的方法」が実施されるよう対処を求めて行くとした。 今月は、4~6月にかけて全国29都道府県薬務課へ実施した電話による聞き取り調査の中間報告をさせて頂く。

半数の薬務課は、まだ明確な方針を出されてはおられなかった。その理由として厚生労働省の通知の内容が抽象的で、具体的な判断、対処、対応が出来にくいというものである。しかし、従来のように薬務課が積極的に各都道府県の協議会、協会の講習研修に関与せず、基本的に配置販売業者の自助努力と運営により講習研修を行なうことが適切なかたちであるとされていた。

北関東の薬務課は非常に真剣に受けとめ、既存配置販売業者が元々無資格者であるにもかかわらず、 医薬品を販売することに対して、講習研修の内容は「透明性を十分に確保する」という点を重視し、受 講対象者は全既存配置販売従事者で、これは義務であると理解されていた。また、この講習研修を受講 しない従事者については、「配置従事者身分証明書」の更新をしない」とし、悪質な業者に対してはその 配置販売業許可の取り消しなどの処置を行なうとさえ回答されていた。

さらに一部の薬務課は、「従来からの協調関係を崩すことは出来ず、今更指導だけというわけにいかない」との過剰介入論、また逆に「時間がない」、「人手がない」との、配置業者への指導監督不介入論など、いささか認識に乏しいと感ぜられるところもあった。

全体的には周辺県の対応の動向をみながら、指導方針を決めるとの意向が感じられた。

上記の分布状況を調査対象の29都道府県から分析すると、

- 52% 今後の方針は未定であり協議段階
- 24% 薬務課は積極的に関与せず、指導に重点を置く(罰則あり)
- 14% 通知は理解出来るが、県内の業者団体、業者は優遇する
  - 7% 従来同様に積極的に県内の業者団体の講習研修に関わる
  - 3% 講習研修届けを業者より提出されれば、それを受理する

調査期間が改正薬事法の対応に追われておられた時期でもあり、優先順位としては下位に位置し、また具体的対応を求められるのが身分証明書更新時期の年末ということもあり、対応が遅れていることは 否めない。各薬務課の対応状況はまだら模様であり、今後とも、当協会としては、全国一様に一定水準 下の標準的方法が実施されるよう、その対処を求めて行きたい。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局 (足高)

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-7ヒルクレスト平河町507 TEL. 03-3222-1737 FAX. 03-3222-1738